

居宅療養管理指導サービスの提供に基づく 重要事項説明書

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	たかまクリニック
主たる事務所の所在地	神奈川県小田原市中村原 734-3
開業種別	
代表者名	高間 拓郎
電話番号	0465-43-5055

利用事業者の名称	たかまクリニック
指定番号	1412310704
所在地	神奈川県小田原市中村原 734-3
電話番号	0465-43-5055

2. 事業目的と運営方針

事業目的	この事業は介護保険法令に従い、医学観点から居宅介護支援事業者等に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供、もしくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導及び助言を行うことを目的とします。
運営方針	通院が困難な患者様（利用者）に対し、その居宅に訪問して心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、生活の質の向上を図ります。 サービスを提供するその他居宅介護支援事業者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	月火木金 9:00～18:00 水土 9:00～12:00
休診日	日曜日・祝祭日

4. 利用料

医療保険で在宅時医学総合管理料等をいただいた場合 ※計画的な医学管理の下に月2回以上の定期的な訪問診療を行った 場合（介護保険負担割合が1割の方）	596 円
上記以外の場合で、月に1回訪問診療を行った場合	514 円
上記以外の場合で、月に2回訪問診療を行った場合	1,028 円

※居宅介護支援事業者（ケアマネジャーや訪問看護師）等に対して情報提供を行わなかったときは、上記金額より100円減額となります。

5. 苦情申立

当クリニックでは、患者様およびご家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置しています。苦情や要望、相談に対して誠意をもって迅速に対応します。

受 付 時 間	平日（月曜日～金曜日） 9時～17時まで
電 話 連 絡 先	0465-43-5055
担 当 者	高間 拓郎
解 決 責 任 者	高間 拓郎 （院長）

6. 緊急時の対応方法

24時間365日、いつでも連絡がとれる電話体制を整えていますので、お加減が悪いときには遠慮なくお電話ください。必要に応じた指示や往診等の対応を行います。

医 療 機 関 名 称	たかまクリニック
所 在 地	神奈川県小田原市中村原 734-3
電 話 番 号	0465-43-5055（24時間対応）

年 月 日

甲は、居宅療養管理指導サービスの開始にあたり、乙より重要事項説明書に基づきサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

甲）氏名： _____
（ご利用者との続柄： ）

乙）居宅サービス事業者
神奈川県小田原市中村原 734-3
たかまクリニック
院長 高間 拓郎（説明者： _____）

当クリニックは患者様の個人情報保護に 全力で取り組んでいます

当クリニックは個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。
個人情報の取り扱いについてお気づきの点がございましたら、相談窓口までご連絡下さい。

院長

《 当クリニックにおける個人情報の利用目的 》

1. 当クリニックとしての利用

- ◇ 当クリニックでの医療サービスの提供
- ◇ 患者様に対する患者サービスの向上
- ◇ 医療サービスの質の向上を目的とした当クリニック内での症例研究
- ◇ 当クリニック内において行われる医療学習
- ◇ 会計・経理
- ◇ 医療事故等の報告
- ◇ その他、当クリニックの管理運営業務に関する利用

2. 外部への情報提供としての利用

- ◇ 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ◇ 他の医療機関からの照会に対する回答
- ◇ 患者様の診療のため、外部の医師等からの意見・助言を求めるとき
- ◇ 検体検査業務の委託、及びその他の委託業務
- ◇ ご家族等への病状説明
- ◇ その他、患者様への医療提供に関する利用
- ◇ 審査支払機関へのレセプト提出
- ◇ 審査支払機関または保険者からの照会に対する回答
- ◇ その他、医療・介護・労災保険・公費負担医療等に関する診療費請求のための利用
及びその照会に対する回答
- ◇ 保険事務の委託
- ◇ 企業等からの委託を受けて行う健康診断等における企業等へのその結果の通知
- ◇ 医師賠償責任保険等にかかる、医療に関する専門団体や保険会社等への相談、届出
- ◇ 患者様個人を識別あるいは特定できない状態にした上での症例研究、発表及び教育

3. その他の利用

- ◇ 医療・介護サービス、その他業務の維持・改善のための基礎資料
- ◇ 外部監査機関への情報提供

【付記】

- ・上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合は、その旨お申し出下さい。
- ・お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- ・尚、これらのお申し出は、後からいつでも撤回・変更等を行うことができます。